

印西市地域学校協働活動推進員に関する要綱

令和 8 年教育委員会告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 9 条の 7 第 1 項の規定に基づき印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する印西市地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 教育委員会は、印西市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 推進員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援、企画、参加促進に関すること。
- (3) 学校運営協議会その他関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めた活動。

(定数)

第 4 条 推進員の数は、各学校区 1 人とする。ただし、地域の実情又は活動の内容に応じ、教育委員会が必要と認めるときは、1 人を超えて推進員を置くことができる。また、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(委嘱)

第 5 条 推進員の委嘱は、次の各号に該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期)

第 6 条 推進員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員に欠員が生じたときは、新たに推進員を委嘱することができる。この場合においては、新たに委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第 7 条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障により職務の遂行が困難となったとき。
- (3) その他推進員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項について協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の活動及び教育課題等に関する情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議及び提言に関すること。
- (3) その他推進員の活動に必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可がある場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(活動報告)

第10条 推進員は、その活動状況について、教育委員会に報告するものとする。

(謝礼)

第11条 教育委員会は、前条の規定による活動報告に基づき、推進員に謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第12条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。